



平成 21 年 6 月 26 日

各 位

株式会社 雪国 まいたけ
代表取締役社長 大平 喜信
(コード番号 1378 東証第2部)
問合せ先 取締役兼執行役員
管理本部長 山本 忠義
(TEL. 025-778-0111)

ストックオプション（新株予約権）の付与に関するお知らせ

当社は、平成 21 年 6 月 26 日開催の取締役会において、会社法第 236 条、第 238 条及び第 239 条の規定並びに同日開催の当社第 26 期定時株主総会決議に基づき発行する新株予約権の具体的な内容を、下記のとおり決定いたしましたのでお知らせいたします。

なお、新株予約権の行使に際しての払込価額、その他未定の事項は、当該新株予約権の割当日（平成 21 年 7 月 1 日を予定）までに決定されます。

記

1. スtockオプションとして新株予約権を発行する理由

当社の取締役、監査役、従業員等及び当社子会社の取締役の当社グループの業績向上に対する意欲や士気を高めることを目的とする。

2. 新株予約権の発行要領

(1) 新株予約権の割当ての対象者及びその人数並びに割り当てる新株予約権の数

当社取締役	9 名	2,320 個	当社監査役	3 名	60 個
当社従業員等	193 名	4,010 個	当社子会社取締役	2 名	100 個

(2) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

当社普通株式 649,000 株

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、それぞれの効力発生の時をもって次の算式により新株予約権の目的たる株式の数を調整するものとする。但し、この調整は本新株予約権のうち当該時点で権利を行使されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果 1 株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

(3) 新株予約権の総数

6,490 個（新株予約権 1 個につき普通株式 100 株）

(4) 新株予約権の払込金額

払込みを要しない。

(5) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権を発行する日の属する月の前月の各日（取引が成立していない日を除く）における東京証券取引所の当社株式の普通取引の終値の平均値、または発行日に先立つ東京証券取引所の直近営業日の終値（終値がない場合は、それに先立つ直近日の終値）のいずれか高い額に 1.05 を乗じた価額（1 円未満の端数は切り上げ）とする。

なお、新株予約権を発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、行使価額は、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分（新株予約権の行使による場合を除く）を行うときは、次の算式により行使価額の調整を行い、調整により生じる 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\begin{array}{r} \text{調整後} \\ \text{行使価額} \end{array} = \begin{array}{r} \text{調整前} \\ \text{行使価額} \end{array} \times \frac{\begin{array}{r} \text{既発行} \\ \text{株式数} \end{array} + \frac{\begin{array}{r} \text{新規発行株式数} \times \text{1 株当たり払込価額} \\ \text{1 株当たり時価} \end{array}}{\begin{array}{r} \text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数} \end{array}}$$

なお、上記の算式に使用する「既発行株式数」は、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

(6) 新株予約権の行使期間

平成 21 年 9 月 1 日から平成 24 年 8 月 31 日まで

(7) 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても、当社の取締役、監査役、従業員等及び当社子会社の取締役の地位にあることを要す。
- ② 新株予約権の譲渡、質入その他の処分は認めない。
- ③ 新株予約権者が死亡した場合は、相続は認めない。
- ④ その他の条件については、本日開催の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する契約に定めるところによる。

(8) 会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

当社は、新株予約権者が権利行使をする前に、新株予約権の行使の条件に該当しなくなったため、新株予約権の全部または一部につき、行使できないものが生じたとき、または新株予約権の全部または一部を放棄したときは、その新株予約権を無償で取得することができる。

(9) 新株予約権の行使により株式を発行する場合に増加する資本金及び資本準備金の額

①新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い計算される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

②新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(10) 新株予約権の譲渡制限

新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。

(11) 新株予約権の割当日

平成21年7月1日

【ご参考】

(1) 定時株主総会付議のための取締役会決議日 平成21年5月20日

(2) 定時株主総会の決議日 平成21年6月26日

以 上